

金融商品勧誘方針 新旧対照表

令和3年12月9日

下線部分変更

>

新	旧
<p>1.～2. (現行どおり)</p> <p>3. その他の勧誘の適正の確保に関する事項 (現行どおり)</p> <p>以上の方針は、「<u>金融サービスの提供に関する法律</u>」に基づく「勧誘方針」です。勧誘・アドバイスに関し、お気づきの点がございましたら、お取扱部店までご連絡ください。</p> <p>付 則 ・この改正は、<u>令和3年11月1日</u>より適用します。</p>	<p>1.～2. (省略)</p> <p>3. その他の勧誘の適正の確保に関する事項 (省略)</p> <p>以上の方針は、「<u>金融商品の販売等に関する法律</u>」に基づく「勧誘方針」です。勧誘・アドバイスに関し、お気づきの点がございましたら、お取扱部店までご連絡ください。</p> <p>付 則 ・この改正は、<u>令和元年9月6日</u>より適用します。</p>